

平成29年度千歳市予算編成方針

1 日本経済と国の動向

我が国の景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている中、海外経済で弱さがみられており、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクを抱えております。また、英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要がありますが、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されています。

また、北海道の景気動向については、生産活動は一進一退の動き、個人消費は持ち直しており、観光は改善し、公共工事は増加、住宅建設は持ち直しの動きがみられ、また、雇用動向は改善しており、全体として、管内経済は、緩やかに持ち直しているとみられております。

こうした中、現下の国の財政状況は、人口高齢化等の要因によって歳出の増加が続き、リーマンショック後の経済危機への対応、東日本大震災への対応等が重なって、債務残高がGDPの2倍を超えるなど、極めて厳しい状況にあります。

このような状況に対し、国は、「経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）」いわゆる骨太の方針、成長戦略である「日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）」、地方創生を進める「まち・ひと・しごと創生基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）」、さらに新たに「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）」を定め、骨太の方針において「成長と分配の好循環」の実現に向け、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本方針とし、600兆円経済の実現と、平成32年度の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指すこととしております。

また、平成29年度予算編成に当たっては、「経済・財政再生計画」及び経済・財政再生アクション・プログラム、改革工程表に則って取り組み、無駄な予算を排除するとともに、真に必要な施策に予算が重点配分されるよう、厳格な優先順位付け（ワイズ・スペンディングのチェック）の下で予算編成を行うこととし、地方の歳出水準については、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額について、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしております。

2 地方財政を取り巻く環境

平成29年度予算の概算要求における総務省の地方財政収支見通しの仮試算では、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、一般財源総額について、実質的に平成28年度の水準を下回らないよう同水準が確保され、歳入歳出総額でも6千億円増の8兆6千4億円が見込まれたところであります。

このうち歳入については、地方税で4千億円（0.9%）、国庫支出金で2千億円（1.3%）、臨時財政対策債で9千億円（24.5%）の増となりましたが、地方交付税では7千億円（△4.4%）の減が見込まれております。

地方歳出については、社会保障費の増により一般行政経費で4千億円（1.2%）の増となり、給与関係経費、投資的経費は前年度並みとなっております。

地方分権改革では、平成23年4月の第1次一括法の成立以降、平成27年6月の第5次一括法の

成立に続き、平成28年5月には第6次一括法が公布されておりますが、この間、補助金等の一括交付金化による地域自主戦略交付金の創設・廃止・移行などを経て、地方自治体への義務付け・枠付けの見直し、権限移譲、地方自治制度の見直しなどについて改革が進められ、新たな方式による地方分権改革として、地方の「発意」と「多様性」を重視した提案募集方式などの取組が開始されています。

また、社会保障・税一体改革では、平成24年8月22日の社会保障制度改革推進法、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律などの制定を受け、平成29年4月1日から予定されていた消費税率10%への引上げについては、2年半先送りし、平成31年10月に変更することが、政府から発表されています。

今後、先送りとなった2年半の期間に行う社会保障の充実策や、「1億総活躍社会」の実現に向け、財源対策を進め、年金、医療、介護、子育て支援の社会保障制度改革と税制抜本改革が進められていくこととなりますが、いずれも地方行財政に大きな影響をもたらすものであり、これらの制度改革に的確に対応し、将来の経費増加に備えた財政規律の保持などがより一層求められています。

3 千歳市の財政状況

当市の財政状況については、平成29年度の歳入では、景気持ち直し等による個人市民税の増加や、住宅建築に伴う固定資産税の増加が見込まれるものの、法人税率の引き下げに伴う法人市民税の減等により、市税全体としては横ばいとなりますが、国の概算要求における地方財政収支の仮試算では、地方交付税が減となるなど、増収は期待できない状況となっています。

歳出においては、自立支援給付事業費、生活保護事業費等の扶助費及び国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療費管理運営事業費、補助費等では、私立特定教育・保育施設運営支援事業費等の社会保障関係費の増加に加え、環境センター管理運営業務経費等の維持補修費、道路維持・除排雪事業費等の物件費及び企業会計に対する繰出金等の増加が見込まれており、極めて厳しい環境におかれています。

この結果、平成29年度の予算概算要求時点では12億円の歳出削減が必要であり、中長期財政収支見通しにおいても平成30年度から平成32年度までの間の平均で年13億円程度の歳出削減が必要な状況にあります。

一方、景気回復を期待しつつも、市税や地方交付税の伸びが見込めない中、扶助費、繰出金等は増加の一途を辿っており、社会保障財源に充てるべき地方消費税交付金も税率変更が延期され増額が見込めない中、一部の社会保障の充実策は、平成29年度からの実施が検討されるなど、今後の国の動向によっては、さらに収支の不足が拡大することが懸念されます。

また、公共・公用施設の維持補修や更新、耐震化などの経費については、更新時期の到来や防災・減災対策により年々増大してきており、優先度を見極め経費の平準化を図っていくことが求められます。

このため、「千歳市財政標準化計画」に基づき、財政健全化対策により改善された収支バランスを維持しながら、地方債残高を計画的に抑制し、将来世代への負担を軽減するなど、強固で持続可能な財政基盤を確立していく必要があります。

4 予算編成の基本的な考え方

平成29年度の予算の編成に当たっては、地方創生に向け、定住人口や交流人口の拡大などへの対応や、雇用情勢の更なる改善など直面する課題解決とともに、「千歳市行政改革基本方針」を着実に推進し、より強固で持続可能な財政基盤の構築を図りながら、当市のまちの特性や資源を生かし、選

択と集中による自主自立のまちづくりを目標とした取組を進めます。

この実施に当たっては、第6期総合計画の着実な推進を図り、「みんなで生き生き 活力創造都市ちとせ」の実現に向けて、次により編成することとします。

記

- 1 予算は、7年次目となる第6期総合計画に沿ったまちづくりとして、都市としての魅力を高め、新たな価値を創造することにより、人口が増加し発展する千歳を目指すとともに、住みよさを実感し誇りを持てるまちの実現に向け、次の6つのまちづくりの基本目標と、行政経営の基本目標に沿って取り組むこと。

まちづくりの基本目標

- (1) あったかみのある地域福祉のまち
- (2) 人と地球にやさしい環境のまち
- (3) 安全で安心して暮らせるまち
- (4) 学びの意欲と豊かな心を育む教育文化のまち
- (5) 活力ある産業拠点のまち
- (6) 都市機能が充実したまち

行政経営の基本目標

市民協働による自主自立の行政経営

特に、重点的に次の施策の実現に向け取り組むこと（実施期間：平成27年度から平成30年度まで）。

- 『活力』 「経済・雇用」
「市民協働・地域活動」
- 『安心』 「医療・福祉」
「子育て・教育」
「環境・防災」

- 2 予算は、経済の動向、制度の改正などを見極めながら、確実に見込み得る財源をもって編成すること。

- 3 歳入の見積りに当たっては、過去の実績、平成28年度の決算見込み、国の概算要求、制度改正及び社会経済の動向等あらゆる資料・情報に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大若しくは過少見積りとならないよう十分留意すること。

多額の収入未済額を抱える歳入については、「千歳市金銭債権に関する滞納整理事務実施要綱」などにより具体的な対策を講じるなど、収納率の一層の向上に最大限の努力を傾注すること。

- 4 国の予算及び地方財政計画が未確定であるため、制度の新設・改正が確実なものを除き、当初予算要求は、現行制度により編成すること。

この対応にあたっては、国・道等の動向に十分留意するとともに、関係機関との連携を密にし、情報収集に努め、遅くとも12月中には、適正な予算編成に努めること。

また、国の制度等に基づくもの又は準ずる制度等については、国等の動向を的確に把握し、国の措置等に合わせ、適時見直し・改正等を行うこと。

権限移譲については、財源移譲が伴うことを必ず確認すること。

- 5 財政の健全性に十分配慮することとし、財源の拡充確保に最大限努力するとともに、行政全般にわたり節減合理化に徹し、事務事業の廃止・縮小も考慮した簡素・効率化を図り、施策の緊急度・優先度の厳しい選択を行い、財源の有効的活用に努めること。

特に、例年、決算において不用額を計上している事務事業にあつては、予算確保の必要性について徹底した検証を行うこと。

- 6 「財政標準化計画」に基づき、平成29年度においては、財源不足分としての財政調整基金からの繰入を4億円とし、予算の重点化を図るなどメリハリある予算とする。

この達成に向け、

- (1) 市長公約の着実な推進・実施
 - (2) 重点施策の推進
 - (3) 新規事業の厳選
 - (4) 内部管理経費の抜本的見直しによる徹底した削減
 - (5) 全事業（補助・単独）の見直し
 - (6) 地方債発行額の抑制
 - (7) 投資的経費の抑制
 - (8) 国の制度改正などに合わせた社会保障制度等の取組（安定した制度設計等の確立）
 - (9) 基地周辺に係る障害防止対策等の推進
- を基本とする。

このような方針のもとに、ローリング事業費を除く経常的経費、臨時的経費等については、各部局において、次に掲げるものを除き平成28年度の当初予算の一般財源総額以下とし、臨時的経費についても、緊急性等を勘案し、真に必要なものを厳選すること（ゼロシーリング）。

- (1) 人件費（臨時的任用職員は含まない。）、公債費及び扶助費
- (2) 臨時的任用職員の賃金単価及び第2種非常勤職員の報酬単価の変更による増減分
- (3) 平成28年度で終了する経費（リース料、臨時的修繕等を含む。）
- (4) 債務負担行為等により当該年度の支出額が確定しているもの
- (5) 新たに予定している事業のうち一般財源が500万円以上の臨時的経費等
- (6) 燃料単価の変更による需用費（燃料費）の増減分
- (7) 予備費及び過年度税等還付金

また、広告料収入の確保については、引き続き、積極的に取り組むものとし、「広告事業導入基本方針」による広告事業の取組により生じた広告料収入は、部局ごとの一般財源に上乘せできるものとする。

- 7 事前評価の対象となっている新規事業（ソフト500万円以上、ハード1,000万円以上）で、事前評価表を提出していない事業については原則認めない。

また、一般財源 500 万円未満の新規事業の一般財源は、部局別枠の範囲内で調整することを基本とする。

8 投資的経費については、緊急性・市民要望・投資効果等を勘案し、再編交付金、特定防衛施設周辺整備調整交付金の活用、補助・起債等財源の見通しを十分検討の上、厳選すること。

特に、ローリング事業にあつては、当該事業に伴う一般財源額の範囲は「財政標準化計画」に掲げる 5 億円とすること。

9 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率の改善に向け、公債費の抑制などに努めることとし、地方債発行額については、「財政標準化計画」に基づき、臨時財政対策債等の特例債及び災害復旧事業債を除き 13 億円を上限とする。

10 行政改革については、取組項目の実施状況等を勘案し、必要な予算措置を行うこと。

また、行政評価による事務事業評価の結果などにより改善が必要とされた事業等については、予算措置等も踏まえ、適切に見直しを図ること。

11 「みんなで進める千歳のまちづくり条例」に基づき、市民・団体との連携や企業の活力の活用等による相乗効果の検証、協働可能な事業の模索などに積極的に取り組むこと。

この場合、ボランティア保険など当該活動に伴う必要な措置を行うこと。

また、他の自治体や民間との連携・協働についても、積極的に検討すること。

12 補助金等については、前年度実績を安易に計上することなく、市民説明や情報開示ができるよう、規則、要綱、要領の制定などにより、補助の目的、補助対象経費などの明確化を図るとともに、交付団体等の決算状況などを精査の上、適切に対処すること。

13 公共施設の維持補修費等については、公共施設等総合管理計画を見据え、統廃合を含めた当該施設の今後のあり方、大規模改修（リニューアル）及び建替え時期等を十分検討し、再編交付金、特定防衛施設周辺整備調整交付金などの財源確保を図ること。

14 平成 29 年度で終了する「公共施設の指定管理者に係る協定」に係る平成 30 年度からの債務負担行為の設定は、設定期間の検証などを行った上で、当初予算で措置すること。

15 予算編成事務の具体的事項については、「平成 29 年度予算編成事務要領」によるものとする。

千歳市財政標準化計画

◎財政標準化計画の趣旨

少子高齢化の進展などにより、税収などの減収、社会保障費の増加や公共施設の更新・修繕費の増加などが見込まれることから、平成22年度以降の財政運営については、財政健全化対策により改善された収支バランスを維持しながら、地方債残高を計画的に抑制し、将来世代への負担を軽減するなど、今後も、現状のサービス水準を維持・継続すること目指し、長期的な視点に立って財政運営の目指すべき目標像を掲げ、強固で持続可能な財政基盤を確立する。

なお、財政標準化計画は、策定から5年が経過したことから、平成26年度に前半期の取組を検証するとともに、中間年の見直しを実施している。

◎財政標準化計画の目標

1 収支バランスの維持

- 当初予算の収支不足（財政調整基金繰入）の水準 4億円
- ローリング事業費一般財源枠 5億円

2 債務改革

- 地方債発行額の抑制（上限額の設定）
 - ・平成22年度・23年度 当該年度の公債費の元金償還額
 - ・平成24年度～26年度 25億円
 - ・平成27年度～29年度 13億円（臨財債等の特例債及び災害復旧事業債を除いた額）
 - ・平成30年度～32年度 10億円（臨財債等の特例債及び災害復旧事業債を除いた額）

◎中長期財政収支見通し（平成28年度版）

- ・中期目標期間：平成22年度から平成26年度まで
- ・長期目標期間：平成27年度から平成32年度まで

【財政収支見通し：一般財源】

（単位：百万円）

目標期間 年度	中期目標期間		長期目標期間					
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
歳入一般財源	22,440	22,999	23,507	23,602	23,384	23,423	23,428	23,394
歳出一般財源	22,840	23,399	23,913	24,002	24,794	25,001	25,149	25,622
財源不足額	△400	△400	△406	△400	△1,410	△1,578	△1,721	△2,228
財調基金充当額	△400	△400	△406	△400	△400	△400	△400	△400
事前評価、枠配 分、査定等減額					△1,010	△1,178	△1,321	△1,828

平成29年度千歳市予算編成事務要領

予算の編成事務は、次の事項に留意して行うこと。

なお、経常的経費及び臨時的経費については、一般財源の枠配分方式により行うが、一般財源が500万円以上の臨時的経費については、積み上げ方式で行う。

ローリング事業については、実施予定事業項目の指示による積み上げ方式により編成するものとする。

1 歳入に関する事項

歳入の見積りに当たっては、市財政が厳しい状況にあることから、その確保に最大限努力するものとし、法令その他の根拠に基づき、正確な積算基礎により確実な見込額を計上すること。

(1) 市 税

国の税制改正、経済の動向等を勘案の上、積算することとし、課税客体の完全捕捉、納税に関する督促指導や滞納処分の強化などを図り、収納率向上に最大の努力をすること。

(2) 地方譲与税、地方交付税、地方消費税などの交付金

国の地方財源対策及び制度改正の方向などを十分勘案の上、積算すること。

(3) 分担金及び負担金

事業の性格、受益の内容等を十分検討の上、負担の適正化に努め的確に積算すること。

(4) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に基づき、住民間の負担の公平、社会経済情勢の推移等を考慮し、見直しを行うとともに算定基準を検討するなど、常に適正な単価を設定し的確な積算をすること。

ただし、平成18年度に「使用料等受益者負担の見直しの方針」により見直しを実施したものは除くこと。

また、平成27年度決算において予算額との乖離が著しいもの（平成28年度決算見込みも同じ。）については、その原因等を分析し、適正な見積り・積算に努めること。

(5) 国・道支出金

国・道補助金の見直し等の動向に十分留意の上、関係機関との連絡を密にしながら的確な積算を行うこと。また、基地所在に係る関係財源については、引き続き拡充確保に努めること。

(6) 財産収入

未利用となっている市有地の有効活用に努めるとともに、今後において公的利用計画のない土地については、早期処分を図ること。

また、工業団地、住宅団地等の土地売払いについては、なお一層の販売促進活動に努めること。

(7) 市 債

国の地方債計画、同意基準、事業の適債性及び充当率を考慮し、将来の財政運営への影響を十分踏まえた中で、安易に財源を起債に求めることのないよう慎重に検討の上、計上すること。

なお、「千歳市財政標準化計画」において、平成29年度の地方債発行額の上限を、臨時財政対策債等の特例債及び災害復旧事業債を除き13億円としていることに十分留意し、起債額の抑制に努めるとともに、後年次の地方交付税措置等を勘案して対象事業の選択を行うこと。また、ローリング事業に係る地方債措置に当たっては、対象事業の適否や充当額などについて、あらかじめ財政課と協議の上、措置すること。

2 歳出に関する事項

現下の厳しい財政状況を勘案し、人件費等の抑制や内部管理経費等の見直しを徹底すること。

ローリング事業を除く経常的経費及び臨時的経費については、各部局において、予算編成方針に定めた部局別枠配分方式による要求とし、新規事業にあつては、行政評価（事前評価）をもとに事業の必要性、緊急性等を十分検討すること。また、既往の予算にとらわれることなく全事務事業について、ゼロベースからの検討・見直しを図ることとし、一般財源の増加を招くことのないよう留意すること。

(1) 報 酬

第1・2種非常勤職員は「非常勤職員等の報酬表・臨時的任用職員の賃金表」（以下単に「賃金表」という。）により計上すること。また、厳格な職員配置により抑制に努めること。

(2) 共済費

第1・2種非常勤職員及び臨時職員を任用する場合は、賃金表による保険料を計上すること。

(3) 賃 金

日額は、賃金表により計上すること。任用に当たっては、業務量及び業務内容を精査し、前年度実績によることなく人員の削減を含めた全面的な見直しを行い、真に必要な場合に限り、最小限の人数を計上すること。また、雇用期間は6か月以内とすること。

(4) 旅 費

業務の必要性、効果を十分検討し、日程・回数・人数等を必要最小限にとどめ、前年度実績によるなど安易な計上は厳に慎むこと。

また、同一業務に係る会議等への出張は、やむを得ない場合を除き1名とすること。

なお、各種審議会、委員会等の道外視察、道外研修及び職員の海外研修は、原則凍結を継続する。

(5) 報償費

附属機関以外の私的諮問機関（その他の会議）の委員等に係る謝礼については、「附属機関等の設置及び運営等に関する指針（ガイドライン）」に基づき原則無報酬とし、謝礼等の計上は行わないこと。

また、役務の提供や施設の利用、市政に対する協力が特にあった者への謝意などに係る金品等の経費については、説明責任を果たすため、それぞれの積算根拠等を明らかにすること。

(6) 交際費

行政執行上、真に必要な場合に限り、節度ある範囲で厳選して計上すること。執行に当たっては目的を明確にし、人数、経費等を必要最小限にとどめるとともに、支出基準の見直しにより削減を図ること。また、国、道等との官官に係る執行は基本的に認めない。官官の範囲は、国（独立行政法人、国立大学法人等を含む。）及び地方公共団体（地方行政独立法人を含む。）とする。

(7) 需用費

ア 式典等に係る記念品は廃止とする。

イ 消耗品費、印刷製本費については、死蔵事務用品の活用やペーパーレス化などさらに徹底した節減に努めること。

特に、庁用資料等の作成に当たっては必要最小限とし、コピー費の節減や単価の見直しに努め、印刷についても外部印刷物の部数の見直しや庁内印刷の有効利用を図ること。

新聞・雑誌・追録等の購読は見直しを行い、経費の節減を図ること。

毎年、隔年発行の広報誌、機関誌等については、発行頻度等を再検討すること。

ウ 光熱水費については現行料金（電気料金については引上げ後の料金）によることとし、節減を図り効率的な使用に努めること。

エ 燃料費については次の単価（税込み）により計上すること。なお、単価は原油価格の情勢を踏まえた予算単価としているが、今後の原油価格の動向、12月分の単価契約の状況等により見直す場合があるので留意すること。

(ア) ガソリン		127.44円/リットル
(イ) 軽油		110.832円/リットル
(ウ) 重油	4キロリットル以上	71.28円/リットル
	4キロリットル未満	73.44円/リットル
(エ) 白灯油		68.04円/リットル

※1 重油については発注量により単価が異なるので十分留意すること。

※2 暖房等の効率化、節減に対する改善目標を立てるなど、更なる省エネルギー化を徹底すること。

オ 食糧費については行政事務上、真に必要な場合に限り節度ある範囲で厳選して計上すること。執行に当たっては目的を明確にし、人数、経費等を必要最小限にとどめ節減に努めること。

また、国及び道等との官官に係る執行は基本的に認めない。官官の範囲は(6)の交際費で示した範囲とする。なお、各種会合後の飲食を伴う懇談会の廃止を徹底すること。

(8) 役務費

各種団体等の郵便料などは、団体の独自財源を活用すること。

また、保険料については、行政目的に係るボランティア活動などに対し、ボランティア保険への加入など必要な予算措置を講ずること。

(9) 委託料

業務内容（日数、回数の減等）・項目を抜本的に見直し、業務に支障の来たさない最小経費による効率化に努め、改定率はプラス0.5%を上限とする。また、小規模施設等の設計業務の直営化の徹底を図るとともに、指定管理者制度の移行後のモニターの徹底などにより市民サービスや施設管理運営の状況などを検証すること。そのほか、引き続き、地域住民やボランティア等の活用などを図ること。

(10) 使用料及び賃借料

会議等の会場使用については市有施設の利用を徹底し、車の借上げ等はその必要性を十分考慮し、節減に努めるとともに、公用自転車の積極的な活用を図ること。

また、高速道路の使用は自粛し、時間や交通状況等により真に必要な場合の利用とし、特定目的以外のタクシー利用については廃止する。

(11) 備品購入費

事務用・庁用備品の購入及びコンピュータ機器等の導入・更新に関しては、行政管理課と協議すること。

その他の備品は、用途・頻度等を熟慮の上、必要最小限のみ臨時費で計上すること。

(12) 負担金・補助及び交付金

前年度実績を安易に計上することなく、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査し、整理合理化を図り、補助金等の新設は極力抑制すること。

外郭団体等にあつては、経営改善の促進を図り、補助金、委託料等の抑制を図るとともに、その公益性の確保などに向けた指導・助言等を行うこと。

外郭団体等の退職者補充については、社会的な動向などを勘案し、正職員の採用等は最小限にとどめること。また、協議会等の脱会など負担金、補助及び交付金の抜本的な見直しを図ること。

(13) 扶助費

国の制度の動向などの把握に努め、特に、対象人数の積算に当たっては、市全体の一般財源の配分に大きく影響することから過大に見積ることなく、十分内容を精査すること。

(14) 職員費

義務的経費の抑制に努めなければならない状況から、厳格な職員配置により抑制に努めるとし、給与改定の留保財源は見込まないこと。また、時間外手当は本俸総額の6.0%以内の計上とし、組織の統廃合を継続するとともに、業務の見直し・効率化の推進をはじめ再任用制度、民間活用等も含めた執行体制の見直しなどにより職員補充は最低限とするなど総人件費の縮減に努めること。

(15) 維持補修費

公共施設等については、常に点検を行い適切な機能の維持に努めるとともに、補修が必要なものについては、効用を發揮する上で必要最小限のものに限り計上すること。

(16) 消費税率の取扱い

平成31年10月1日からの消費税率引上げ（8%から10%）については、平成29年度予算において、複数年度契約等における債務負担行為の予算措置が必要な場合には、設定額に留意し計上すること。なお、契約済みの複数年度契約にかかる消費税額の変更については、別途通知する。

(17) その他

全職員は経営者意識を持ちながら、中長期的な視点に立ち、平成30年度以降の予算編成に向けて、歳入の確保対策、義務的経費（人件費等）の抑制策、裁量的経費の見直し（外郭団体補助金、特別会計など）、投資的経費の抑制に係る見直しを検討し、平成29年度予算においてあらかじめ必要な措置等を講ずること。

なお、予算編成前に取りまとめを行った「平成29年度予算要求額調書」の事業毎における一般財源額を超える要求は、認めない。

3 特別会計・企業会計

特別会計及び企業会計においても、一般会計と同一の基調により経費の節減に努めることとし、事業経営の合理化を図り、収入の確保及び経費負担の項目、算定方法の見直し等により独立採算性の確保に努め、経営の健全化をなお一層推進すること。

4 予算要求の入力、提出期限等について

「財務会計システム」への予算要求の入力作業に当たっては、入力漏れがないよう十分留意し、「当初歳出予算要求書」の「事業説明」及び「事業概要」欄については、今後の情報公開も視野に入れ、具体的に入力すること。特に、新規の事務事業等がある場合は、入力作業前に必ず財政課と協議の上、理事者の意思決定を仰ぐこと。

(1) 経常的経費、臨時的経費（ローリング事業費を除く。）

提出期限 平成28年10月28日（金）（入力期限：10月25日（火））

※債務負担行為がある場合は、「債務負担予算要求書」を1部提出すること。

なお、平成29年度で終了する「指定管理に係る協定」に係る平成30年度からの「債務負担予算要求書」等を含め、提出期限は10月28日（金）までとする（理由書・予算積算内訳等の資料添付）。

(2) 特別会計

- ア 提出期限 平成28年11月1日（火）（入力期限：同日）
土地取得事業、公設地方卸売市場事業及び霊園事業
- イ 提出期限 平成28年12月9日（金）（入力期限：同日）
国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療

(3) ローリング事業費

提出期限 平成29年1月4日(水) (入力期限:同日)

ヒアリング 平成29年1月5日(木) から1月13日(金) まで(予定)

※ 特別会計及び企業会計のうち、一般会計からの繰出金がある場合は、一般会計繰出金のみ
10月25日(火) までに入力すること。

(4) その他

この要領によるもののほか、予算編成に必要な事項等については、必要な都度、財政課から通知するものとする。